

# 官報

号外 昭和三十五年四月十三日

## ○第三十四回 参議院會議録第十七号

昭和三十五年四月十三日(水曜日)午前  
十時四十一分開議

議事日程 第十七号

昭和三十五年四月十三日

午前十時開議

第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 梶原 茂嘉君

社会労働委員 久保 等君

農林水産委員 高橋 衛君

通信委員 山口 重彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 高橋 衛君

社会労働委員 山口 重彦君  
農林水産委員 梶原 茂嘉君  
通信委員 久保 等君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十七名提出)  
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案  
地方公営企業法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

去る五日委員長から提出された左の实地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、去る六日これを承認した。

委員派遣承認要求書  
一、目的 名古屋空港におけるその使用状況並びに航空交通管制等について実情を調査し、航空法の一

部を改正する法律案の審査に資する。

一、派遣委員 平島 敏夫 天竺 良吉  
小酒井義男 松浦 清一

一、派遣地 愛知県  
一、期間 四月九日より四月十日まで二日間  
一、費用 概算二〇、八〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十條の二により要求する。  
昭和三十五年四月五日  
運輸委員長 平島 敏夫  
参議院議長松野鶴平殿

去る六日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

水産庁設置法の一部を改正する法律案  
去る七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 北島 教真君  
同 上林 忠次君

外務委員 苦米地英俊君  
大蔵委員 館 哲二君  
文教委員 西田 信一君  
運輸委員 谷口 慶吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 西田 信一君  
館 哲二君  
外務委員 谷口 慶吉君  
大蔵委員 上林 忠次君  
文教委員 北島 教真君  
運輸委員 苦米地英俊君

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

臨時地方特別交付金に関する法律案  
地方行政委員会に付託  
漁業協同組合整備促進法案  
農林水産委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託  
一般会計の歳出の財源に充てるため  
の国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律案

大蔵委員会に付託

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託  
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。  
石炭産業會議設置法案(武藤武雄君外八名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。  
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案可決報告書  
農林省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、左の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

石炭鉱業安定法案  
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の一部を改正する法律案  
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

去る八日議長は、衆議院議員林讓治君に対し、さきに議決した弔詞を贈呈した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 谷口 慶吉君

運輸委員 吉米地英俊君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 吉米地英俊君

運輸委員 谷口 慶吉君

同日議長は衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

石炭産業會議設置法案(武藤武雄君外八名提出)

昨十二日外務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 吉米地英俊君(吉米地英俊君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案可決報告書

公営住宅法の一部を改正する法律案可決報告書

住宅地区改良法案可決報告書

議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。二見甚郷君から、病気のため、会期中請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

議長(松野鶴平君) 議員櫻井三郎君は、去る八日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

岩沢忠恭君から発言を求められております。この際、発言を許します。岩沢忠恭君。

〔岩沢忠恭君登壇、拍手〕

岩沢忠恭君 たいだいま議長から御報告がありました通り、議員櫻井三郎君は、去る八日急逝されました。私ども同僚議員として、まことに痛惜のきわみであります。ここに同君の生前を回顧し、哀悼の辞をささげたいと存じます。

櫻井君は、明治三十二年新潟県地蔵堂町に生まれ、大正十五年京都帝國大學を卒業後、東京市役所に入り、自來、北海道、岩手、宮城、島根、徳島、福岡各県、警視庁、東京都等の要職を歴任され、また、内務事務官兼外務事務官としてローマに駐在される等、内外に活躍せられたのであります。

昭和二十一年には熊本県知事となられ、続いて興奮をになつて同県知事に三回公選され、県政に大いに尽瘁せられ、多大の業績を残されました。

昭和三十四年熊本県から参議院議員に当選され、建設委員として豊富な御

経験を生かされて参つたのであります。内外の諸情勢にかんがみ、国会の責務いよいよ重大なるときにあたり、同君のごとき練達堪能、温厚にして人格識見ともに卓越した政治家を失つたことは、まことに惜しみて余りあるところであります。

ここに、逝去をいたむとともに、御冥福をお祈りいたして、つつしんで哀悼の言葉をささげる次第であります。

〔拍手〕

議長(松野鶴平君) お諮りいたします。櫻井三郎君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて起草いたしました弔詞を朗読いたします。

〔議員起立〕

参議院は議員正三位勲二等櫻井三郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

〔総員起立〕

参議院は議員正三位勲二等櫻井三郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

〔総員起立〕

参議院は議員正三位勲二等櫻井三郎君の長逝に対しましてつつしんで哀悼の意を表し、やうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

議長(松野鶴平君) 日程第一、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。運輸委員長平島敏夫君。

審査報告書

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年四月七日 運輸委員長 平島 敏夫 参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国商船隊の整備拡充を促進する助成策に見合つて現行法をわが国海運の経営基盤が固まると見込まれる昭和四十年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、本委員会は妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十五年二月二十六日 内閣総理大臣 岸 信介

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

平島敏夫君 たいだいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、昭和二十八年第十六国会において制定されたものでありまして、そのわらいとするとところは、わが国商船隊の再建をはかるための助成策、すなわち財政融資、造船利子補給等の実施に見合つて、国際航海に従事し得る船舶の建造については、これを一定の基準に基づく許可制度にかけて、国民経済の要請に適合するよう調整することにあります。

本法は、当初四カ年間の臨時立法とされておりましたが、第二十四国会において、さらに四年間延長の改正が行

は、去る八日急逝されました。私ども同僚議員として、まことに痛惜のきわみであります。ここに同君の生前を回顧し、哀悼の辞をささげたいと存じます。

〔拍手〕

なわれ、今日に至っておるのであります。今回提出された改正案の提案理由は、政府の説明によりますと、外航船舶の整備拡充は依然として必要であり、海運業の経営基盤と国際競争力の強化と促進をはかるための助成策を引き続き講ずることとしているが、これに対応するため、本法をさらに四年間、すなわちわが国海運業の経営基盤が固まると見込まれる昭和四十年三月末日まで延長する必要があるということとであります。

質疑におきましては、本法延期の事由をただし、さらに、目下造船界は不況の見通しなのに、さらに現行法を延長して規制を続けるのは、造船を圧迫することにならないかとの質疑がありました。またほか、海運造船の基本問題にもわたって質疑が行なわれたのであります。

討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は原案通り可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十五年四月十三日 参議院会議録第十七号

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よって要領書添えて、報告する。

昭和三十五年四月七日

内閣委員長 中野 文門

参議院議長松野鶴平殿

附則第一項中「昭和三十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は農林省の附属機関として、放射線育種場及び飼料検査所を設置し、名古屋農地事務局に臨時に高潮対策事業部を置き、青果物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を一元的に振興局の所掌とするほか、臨時生鮮食糧品卸売市場対策調査会を廃止し、更に中国農業試験場の所在地を広島県に改める等の措置

をしようとするものであつて、その措置は妥当と認める。なお、本法の施行期日に関し所要の修正を行なつた。

二、費用

本法律案に伴う費用は約五千万円である。

農林省設置法の一部を改正する法律案

律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

農林省設置法の一部を改正する法律案

律案

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第八条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

第十二及び十三 削除

第十条第一項第二号中「蚕糸を除く。以下本条中同じ。」を「蚕糸及び青果物を除く。」に改め、「農林経済

局及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 蚕糸その他の青果物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

第十条第一項第四号及び第五号中「農産物」の下に「蚕糸を除く。」を加え、同項第五号の五を次のように改める。

五の五 農山漁村における電気導入に関する事。

第十七条中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場」に、「農業検査所」を「農産物検査所」に改める。

第十九条第二項の表の位置の欄中「兵庫県」を「広島県」に改める。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(放射線育種場)  
第二十二條の二 放射線育種場は、農作物及び林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なう機関とする。

2 放射線育種場は、茨城県に置く。

3 放射線育種場の内部組織については、農林省令で定める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(飼料検査所)  
第二十四條の二 飼料検査所は、飼料の検査を行なう機関とする。

2 飼料検査所は、東京都に置く。

3 飼料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十六條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項に規定するほか、生糸検査所に、繭糸価格安定のための生糸の買入れ及び売渡しに関する事務の一部を行なわせることができる。

第三十四條第一項の表中臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会の部を削る。

第三十八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる部のほか、名古屋農地事務局に、臨時に高潮対策事業部を置く。

第六十一條中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 林野庁の所掌事務に係る一般会計及び国有林野事業特別会計の治山勘定についての経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

第六十三條第四号中「行」を「行」の下に「治山勘定に係る第六十一條

昭和三十五年四月十三日 参議院會議録第十七号 農林省設置法の一部を改正する法律案 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

第三号に掲げる事務を除く。)を加える。

附則

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 臨時生鮮食品卸売市場対策調査会設置法(昭和三十四年法律第八号)は、廃止する。

〔中野文門君登壇、拍手〕

○中野文門君 たいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の内容について御説明申し上げますと、

第一は、放射線育種場の新設であります。放射線を作物に照射して突然変異を生ぜしめ、これを品種改良に利用することは、つとに各国においても研究が進められ、わが国においても、原子力平和利用の一環として、昭和三十一年以来、関係試験研究機関において放射線照射室を設置し、育種研究を進めてきたが、これら室内照射による試験では、自然のままの条件を具備し得ない等の欠陥があるので、今回、農林省の付属機関として放射線育種場を新たに茨城県に設置し、ここにおいて農作物及び林木に対する放射線の圃場照射を行なうこととし、品種改良の飛躍的發展をはかりとするものであります。

第二は、飼料検査所の新設であります。これは、最近の飼料需要の増大に伴い、飼料検査業務を強化する必要があるため、現在これら検査業務を行なっている畜産局飼料課分室を独立の付属機関にしよとするものであります。

第三は、名古屋農地事務局に高潮対策事業部を設置することであり、昨年九月伊勢湾地方を襲いました伊勢湾台風による干拓地等の被害にかんがみ、今回、伊勢湾高潮対策事業を総合的、計画的、かつ急速に実施するため、名古屋農地事務局に臨時に高潮対策事業部を設け、被災干拓地等の災害復旧工事、再度にわたる災害防止のための改良工事の推進をはかりとするものであります。

第四は、青果物行政の一元化をはかりとするものであります。現在、生産面は振興局、流通面は農林経済局でそれぞれ分掌している果樹その他青果物に関する行政事務を、生産から消費まで一貫して振興局の所掌することとしよとするものであります。

その他、生糸検査所において繭糸価格安定のための生糸の買入れ及び売り渡しを行ない得ることとする、国有林野事業特別会計に新たに設けられた治山勘定の経理に関する事務を林野庁林政部の所掌とすること、中国農業試験場の所在地を兵庫県から広島県に改めること、昨年設置された農林省

の付属機関である臨時生鮮食品卸売市場対策調査会は、本年三月五日に予定通り答申がなされたので、今回これを廃止すること等、所要の改正を行なっております。

内閣委員会は、前後四回にわたり委員会を開き、この間、福田農林大臣その他関係政府委員の出席を求めましたが、慎重に本法律案の審議に当たりました。その審議におきまして、貿易の自由化の農業に及ぼす影響とこれに対する政府の基本方針、農地事務局の事業所に勤務する定員外職員及び林野庁職員の見解、青果物行政の現状と果樹農業の振興策、昭和二十七年以来農林関係予算の総予算に対する比率が年々低下せる原因とこれに対する農林当局の所見、開墾入植者の現状とこれに対する政府の今後の対策、放射線育種場新設の民有地に及ぼす影響等の諸点につきまして、農林省当局との間に質疑応答が重ねられました。

去る七日の委員会におきまして質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して増原委員より、本法律案の附則に「昭和三十五年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成の旨の発言がありました。

かくて討論を終わり、まず、増原委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられた。次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。本案を委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長山本利壽君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和三十五年三月三十日 内閣総理大臣 岸 信介

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条第三号中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

第十九条第一項中「溶解ガス」を「ガス」に改め、「鉱業権者」の下に「又は租鉱権者」を加え、同条第二項中「溶解ガス」を「ガス」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、なお従前の例による。

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 たいま議題となりました石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概要について申し上げます。石油及び可燃性天然ガス資源開発法は、石油及び天然ガスを合理的に開発するため、その掘採の方法を

定めるとともに、探鉱の促進をはかることを目的として、昭和二十七年に制定されたものであります。その後、天然ガスの探鉱は着々と進められ、相当地な成果をあげて参りましたが、エネルギー資源及び化学工業原料としての天然ガスの需要は今後飛躍的に増大するものと見込まれております。今回の改正は、かかる事態に即応して、昨年来、急激に開発が進められて参りました構造性ガスの探鉱を補助金交付の対象として追加するとともに、補助事業が成功した場合における納付金の納付義務者として、補助を受けた租賦権者を追加しようとするものであります。

この法律案は参議院先議の議案でありまして、委員会における質疑の際に取り上げられたおもな問題は、天然ガス及び石油精製から発生するガスの生産と利用の見通し、天然ガス採取と地盤沈下問題との関係、国産原油及び天然ガス開発に対する政府の今後の方針等の点であります。その詳細は会議録によつてごらんいただきたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時五十九分散会

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件  
一、故議員櫻井三郎君に対する追悼の辞  
一、故議員櫻井三郎君に対し弔詞贈呈の件

一、日程第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案  
一、日程第二 農林省設置法の一部を改正する法律案  
一、日程第三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。  
議長 松野 鶴平君  
副議長 平井 太郎君

議員  
杉山 昌作君 石田 次男君  
牛田 寛君 村山 道雄君  
森 八三三君 柏原 ヤス君  
小平 芳平君 島島徳次郎君  
田中 清一君 櫻井 志郎君  
加賀山之難君 稻浦 鹿蔵君

大谷藤之助君 大竹平八郎君  
中尾 辰義君 白木義一郎君  
下村 定君 辻 武壽君  
北條 倚八君 岩沢 忠恭君  
苦米地英俊君 三木與吉郎君  
佐藤 尚武君 天坊 裕彦君  
大谷 登瀛君 館 哲二君  
堀 末治君 村上 義一君  
竹中 恒夫君 辻 政信君  
笹森 順造君 鍋島 直紹君  
山本 杉君 天笠 良吉君  
岸田 幸雄君 徳永 正利君  
安部 清美君 鈴木 万平君  
林田 正治君 松野 孝一君  
柴田 栄君 中野 文門君  
増原 恵吉君 平島 敏夫君  
勝俣 稔君 山本 利壽君  
堀見 俊三君 秋山俊一郎君  
阿崎 真一君 武藤 常介君  
松平 勇雄君 田中 茂穂君  
藤野 繁雄君 新谷寅三郎君  
西郷吉之助君 高橋進太郎君  
吉武 恵市君 永野 護君  
下條 康磨君 林屋亀次郎君  
小林 英三君 寺尾 豊君  
野村吉三郎君 大野木秀次郎君  
大沢 雄一君 小橋 治和君  
前田佳都男君 宮澤 喜一君  
鹿島 俊雄君 青田源太郎君  
仲原 善一君 堀本 宜実君  
松村 秀逸君 井川 伊平君  
上林 忠次君 西田 信一君  
梶原 茂嘉君 高橋 衛君

高野 一夫君 鈴木 恭一君  
河野 謙三君 大川 光三君  
佐野 廣君 山本 米治君  
劍木 亨弘君 青柳 秀夫君  
井上 清一君 加藤 武徳君  
安井 謙君 斎藤 昇君  
木内 四郎君 木暮武太夫君  
紅露 みつ君 重宗 雄三君  
堀木 鎌三君 那 祐一君  
草葉 隆圓君 一松 定吉君  
木村篤太郎君 伊能繁次郎君  
豊瀬 禎一君 野上 元君  
米田 勲君 安田 敏雄君  
森中 守義君 横川 正市君  
鈴木 強君 坂本 昭君  
最上 英子君 森 元治郎君  
鈴木 壽君 大河原一次君  
伊藤 顯道君 木下 友敬君  
平林 剛君 大谷 賢雄君  
大和 与一君 近藤 信一君  
占部 秀男君 大倉 精一君  
石原幹市郎君 植竹 春彦君  
小酒井義男君 高田なほ子君  
光村 甚助君 野田 俊作君  
湯澤三千男君 清澤 俊英君  
岡 三郎君 戸叶 武君  
須藤 五郎君 山本伊三郎君  
武内 五郎君 小柳 勇君  
大矢 正君 永末 英一君  
基 政七君 藤田藤太郎君  
相澤 重明君 松永 忠二君  
田上 松衛君 田畑 金光君  
永岡 光治君 亀田 得治君

天田 勝正君 相馬 助治君  
向井 長年君 椿 繁夫君  
小笠原三三男君 小林 孝平君  
村尾 重雄君 東 隆君  
松浦 清一君 阿部 竹松君  
松澤 兼人君 佐多 忠隆君  
島 清君 曾根 益君  
千葉 信君 羽生 三七君  
栗山 良夫君 内村 清次君  
松本治一郎君 山田 節男君  
赤松 常子君 棚橋 小虎君  
通商産業大臣 池田 勇人君  
政府委員  
農林政務次官 大野 市郎君  
運輸政務次官 前田 郁君  
運輸省船舶局長 水品 政雄君

〔第十四号参照〕

審査報告書  
失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

社会労働 委員長 加藤 武徳  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、失業保険料率及び国庫負担率の引下げによる費用

負担の総合調整を行ない、又一般失業保険及び日雇失業保険の給付内容の改善措置を実施しようとするもので現段階にあつては、おおむね妥当なものと認める。  
 なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
 本法施行に要する経費は、昭和三十五年度約三十億二千六百万円である。

附帯決議

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであることにかんがみ、政府は一般失業保険を五人未満の事業所に拡大するとともに長期失業者の救済と低額保険給付及び日雇労働失業保険の失業保険金日額等について、すみやかに検討の上、その改善について成案を得るよう努力すべきである。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案  
 右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十八日

社会労働 加藤 武徳  
 委員長  
 参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
 この法律案は、船員保険について保険料率及び国庫負担率の改訂並びに給付内容の改善を行ない、船員保険事業の健全な発展に資するもので適当な措置と認める。  
 なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用  
 本法施行に伴う減収見込は、昭和三十五年度約二千五百三十一万四千円である。

附帯決議

政府は船員保険については左の事項に努力すべきである。  
 一、船員保険の被保険者の標準報酬は最高三万六千円に据置かれていゝるが賃金の実態に即して引上げるようすみやかに措置すること。  
 二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ療養給付における一部負担制度についてすみやかに検討をすること。

三、積立金の自主管理をはかり船員の厚生福祉の向上のために運用される措置をとること。

審査報告書  
 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十八日

社会労働 加藤 武徳  
 委員長  
 参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
 この法律案は、標準報酬の最高額の引上げ、給付内容の改善及び保険料率の引上げを行なうもので適当な措置と認める。  
 なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十五年度約六千八百八十九万六千円である。

附帯決議

政府は、厚生年金保険に關し、特に、次の諸施策の実現に努力すべきである。  
 一、給付内容の改善に努めるとともに他の年金制度との通算調整を図ること。

二、適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること。  
 三、積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるよう自主管理を図るとともに、還元融資の枠を拡大すること。

審査報告書  
 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

審査報告書

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案  
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十八日

社会労働 加藤 武徳  
 委員長  
 参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
 この法律案は、日雇労働者健康保険における給付内容の改善並びに療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用についての国庫負担率を引上げ、傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用についても国庫負担の対象に加えるとするもので適当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十五年度約二億六千七百四十五万二千円である。

附帯決議

日雇労働者健康保険法は、今次の改正により給付内容について若干の改善が行われたがなお、不十分な点が多いので皆保険の実を上げうる如く

政府は日雇労働者健康保険制度について根本的な検討を加え、一般健康保険との均衡を考慮し早急にその改善を図るべきである。

審査報告書

優生保護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

社会労働 加藤 武徳  
 委員長  
 参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
 この法律案は、優生手術に關する費用の国庫負担を間接支出に改めることによつて優生手術の実施及びその支払事務等の円滑化を促進し、また受胎調節の実施指導者が医薬品を販売することのできる期間を五年間延長しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

外務委員長 木内 四郎  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府が、財団法人日本海外協会連合会に対し、移住者渡航費貸付資金を貸付ける場合において、貸付条件を大幅に緩和し、年利三分六厘五毛、元本据置十年、以後十年の元利均等年賦償還の条件で貸付けることができることとするともに、既往の貸付分についても、新しい条件に合致するよう償権内容を変更することができることとしたもので、海外移住者の定着促進の見地から妥当な措置と認められた。

二、費用

昭和三十五年度予算には、歳入面に元利償還分として、三億九百六十九万五千円が計上済であるが、本法律施行によつて、約二億七千八百万円の歳入減が見込まれる。

審査報告書

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案

昭和三十五年四月十三日 参議院会議録第十七号

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

大蔵委員長 杉山 昌作  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日米間の相互防衛援助協定に基づいて日本政府に無償で譲渡される予定の受託調達契約の実施に関する事務が終了する段階に至つたので、本特別会計を廃止しようとするものであつて妥当な措置と認められた。

二、費用

本法の施行のためには別に費用を要しないが、昭和三十五年度一般会計予算に歳入一千万円、歳出一千万円が計上されている。

審査報告書

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

大蔵委員長 杉山 昌作  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は経済及び技術協力のため必要な物品を外国政府等に譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができるようにしようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、昭和三十五年度一般会計予算において海外技術センター等事業実施委託費(外務省)として一億九千万円、海外技術センター事業委託費(通商産業省)として一千六百八十万円が計上されている。

審査報告書

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

文教委員長 清澤 俊英  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、盲学校、聾学校及び養護学校の小、中学部の児童、生徒に対しては、修学旅行費を、また高等部の生徒に対しては、学

校附設の寄宿舎居住に伴う経費の全部又は一部を支給することにより、これらの児童、生徒の就学をより一層奨励するため、所要の改正を行なうことを内容とするものであり、妥当な措置と認められた。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に伴う費用は約四千八百万円である。

附帯決議

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励事項に関してはその適用範囲を拡大するとともに、未就学児童生徒の解消及び職業指導施設並びに特殊学級の教員配置等に特別の配慮をすべきである。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

文教委員長 清澤 俊英  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十五年度における国立大学の学部及び国立短

期大学の施設並びに国立学校における授業料等の免除及び猶予について規定したもので妥当な措置であると認められた。

二、費用

本法施行に伴う費用は二千五百六十五万九千円である。

審査報告書

治山治水緊急措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十九日

建設委員長 岩沢 忠恭  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、治山治水事業を緊急強力かつ計画的に推進するため昭和三十五年度を初年度とする治山事業及び治水事業の各十箇年の長期計画の策定について、治山事業及び治水事業の範囲、策定の手続及び財政上行政上の諸般の措置に関する事項等を定めようとするものであつて、充全なる国土の保全と開発を図り、経済基盤を強化して国民生活の安定と向上を図る見地から適当な措置であると認められるが、本委員会においては、事業計画の策定並びに実施にあつて

一層の円滑を確保するため別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため昭和三十五年において治水事業費として約五百八十億円、治山事業費として約八十七億円を要する見込みである。

附帯決議

政府は、治山治水事業計画の策定ならびにその円滑なる実施を確保するため、すみやかに左の措置を講ずべきである。

一、計画樹立に際しては、地方団体の独自の計画との調和をはかるとともに、年次計画の確実かつ効率的な遂行が可能なるより措置すること。

二、事業の実施が地方財政に与える圧迫を除くため、事業量に対応する地方財源の確保につき充分なる配慮を加えること。

三、補助、負担に關しては、地方財政の実情に則応して改善をはかること。

四、砂防事業は、治山治水の根本の要諦であるからこれが徹底的な遂行と機構を充実すること。  
右決議する。

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
(箱七員賞紙は二十円)  
(送料別)  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段山三二一五